公 募 要 領

1. 件名

大学パンフレットの企画・制作等業務 一式

2. 内容

別紙「仕様書」のとおり

3. 事業規模(提案上限金額)

500万円(消費税及び地方消費税を含む)

※この金額を超える提案は、無効となるので留意すること。

4. 書類の提出

参加者は、次に定める書類を原則A4判で作成し、期限内に提出すること。なお、(1) 提出書類の① \sim ③については、社名を一切表記しないこと。

(1) 提出書類

既刊の広報誌を参照のうえ,提出書類を作成すること。

- ①表紙デザイン案及び提案資料
 - a) 表紙デザイン案(複数提案可, A4 サイズ)
 - キャッチコピー又はコンセプトを記載すること。
 - ・表紙デザイン案は、成果物の内容とマッチするデザインとして提示するものであること。
 - b) 提案資料(A4 サイズ・片面10枚以内(表紙デザイン案を除く))
 - キャッチコピー又はコンセプトとその狙いについて記載すること。
 - ・構成内容(仕様書3.(1)~(2)に記載する成果物)について、独自のアイディアと その効果などを記載すること。
- ②契約実績(任意様式)
 - a) 大学, 高専及び官公庁との契約実績一覧(本学との実績は除く)。 箇条書きで「契約年 月日」「相手先名」「成果物名称」等を記載すること。
 - b) 上記のうち,過去5年以内の成果物5点以内。成果物に社名が判断できる記載がある場合には、黒塗り等により判別不可にして提出すること。
- ③納入までのスケジュール表 (任意様式)
- ④審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又 は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し(いずれも該 当する場合のみ提出)。
- ⑤ 見積書
 - ・総額を見積るものとする。ただし、内訳として、成果物の積算内訳(旅費、撮影費、印 刷製本費等)を明記すること。
 - 消費税及び地方消費税を含む金額を記載するものとする。

- (2) 提出部数 紙媒体1部 及び 電子データ
 - ・紙媒体については、表紙を作成し社名を表記のうえ、すべての提出書類を1部提出。
 - ・電子データについては、提出書類①~③の PDF データを CD-R 1 枚又は DVD-R 1 枚に格納 し提出。
- (3) 提出期限 令和4年8月22日(月) 17時00分(必着)
- (4) 提出方法

管理課調達係へ持参もしくは一般書留, 簡易書留, レターパックプラスのいずれかで郵送すること。

5. 選定方法等

- (1)選定にあたっては、「企画競争方式」を採用する。
- (2) 提出書類の審査

複数の審査員が、「4.書類の提出(1)提出書類」①から⑤を対象に別紙「審査基準」により総合的に審査を行い、得点(各審査員による評価点の合計)が最も高い者を契約候補者とする。ただし、得点が満点の6割に満たない場合は、契約候補者としない。

なお、得点が同点の場合は、「提案企画の妥当性について」の得点が最も高い者を契約 候補者として選定する。

- (3) 契約候補者選定後の契約手続 契約候補者と随意契約を行う。
- (4) 選定結果の通知

選定結果は、令和4年9月2日(金)までにすべての参加者に通知する。 通知内容は、参加者本人の得点及び契約候補者の得点である。

(5) 提案の無効

次の事項に一つでも該当した場合は、提案を無効とする。

- ①事業規模(提案上限金額)500万円を超える提案
- ②虚偽の記載を行った者による提案
- ③誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ④その他提案に関する条件に違反した提案

6. その他

- (1)参加に要する経費は参加者負担とする。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提出期限後における提出書類の提出,再提出,差し替えは認めない。
- (4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載 した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、 速やかに届けること。
- 7. 提出先及び問い合わせ先

〒080-8555 帯広市稲田町西 2線 11番地

国立大学法人北海道国立大学機構

帯広畜産大学 管理課調達係 メールアドレス: youdo@obihiro.ac.jp

審査基準

1. 企画の決定方法

提出された企画提案書により、「2. 評価方法」に基づき評価を行い、当該提案者 の得点が最も高いものに決定する。

2. 評価方法

評価は、下記の項目ごとに次の評価基準による5段階評価とし、複数の審査員が各々評価した結果の合計を当該提案者の得点とする。なお、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出や説明を求めることがある。また、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価基準を設け加点を行う。

「評価基準]

大変優れている(大いに当てはまる) = 5点 優れている(当てはまる) = 4点 普通(概ね当てはまる) = 3点 やや劣っている(どちらとも言えない) = 2点 劣っている(当てはまらない) = 1点

- 1 提案企画の妥当性に関する評価(配点:30点)
 - ① 目的や業務内容を適切に理解しているか。
 - ② 主に進学希望者にわかりやすい編集内容、ページ構成であるか。
 - ③ 他大学と差別化できるデザイン性があるか。
 - ④ 本学の特色や魅力を伝えるような内容で、知名度・ブランドイメージの向上が 十分に期待できる提案であるか。
 - ⑤ 進学希望者が大学生活と卒業後の姿をイメージできる構成であるか。
 - ⑥ 見積金額の妥当性はあるか。
- 2 運営能力に関する評価(配点:10点)
 - 納品までのスケジュールを計画的に想定できているか。
 - ② 過去の大学等との契約実績から、本件を委託するに足りうる業者であるか。
- 3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価(配点:3.0点) 以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価し、加点を行う。 なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、 相当する各認定等に準じて評価する。

- ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定 (えるぼし認定・プラチナえるぼし認定)
 - ·認定段階1 = 1. O点
 - ・認定段階2 = 1.5点
 - ·認定段階3 = 2. 0点
 - ・プラチナえるぼし認定= 3.0点
 - ・行動計画策定済(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない 事業主(常時雇用する労働者の数が100人以下のもの)に限る(計画期間が満 了していない行動計画を策定している場合のみ)=0.5点
- 〇次世代育成支援対策推進法 (次世代法) に基づく認定 (くるみん認定・トライくる みん認定・プラチナくるみん認定企業)
 - ・くるみん認定①(平成29年3月31日までの基準)(次世代法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正前の認定基準又は同 附則第2条第3項の規定に基づく認定)=1.0点
 - トライくるみん認定=1.5点
 - ・くるみん認定②(平成29年4月1日~令和4年3月31日までの基準)(次世代法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号)による改正前の認定基準又は同附則第2条第2項の規定に基づく認定(ただし、①の認定を除く。))=1.5点
 - ・くるみん認定③(令和4年4月1日以降の基準)(次世代法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号)による改正後の認定基準により認定)=1.5点
 - ・プラチナくるみん認定=3.0点
- ○青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定
 - ・ユースエール認定=2.0点
- ○上記に該当する認定等を有しない=○点

審査項目一覧

項目	番号	審 査 項 目	配点
大項目	小項目	省 亘 垻 日	11. 点
1		■提案企画の妥当性について	小計30点
	1	目的や業務内容を適切に理解しているか。	1~5点
	2	主に進学希望者にわかりやすい編集内容, ページ構成であるか。	1~5点
	3	他大学と差別化できるデザイン性があるか。	1~5点
	4	本学の特色や魅力を伝えるような内容で、知名度・ブランドイメージの向上が十分に期待できる提案であるか。	1~5点
	5	進学希望者が大学生活と卒業後の姿をイメージできる構成であるか。	1~5点
	6	見積金額の妥当性はあるか。	1~5点
		■運営能力について	小計10点
2	1	納品までのスケジュールを計画的に想定できているか。	1~5点
	2	過去の大学等との契約実績から、本件を委託するに足りうる業者であるか。	1~5点
		■ワーク・ライフバランス等の推進について 以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価する。 なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当 する各認定等に準じて評価する。 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし	小計3点
3	1	認定・プラチナえるぼし認定)を受けていること。 ・認定段階1 = 1.0点 ・認定段階2 = 1.5点 ・認定段階3 = 2.0点 ・プラチナえるぼし認定企業 = 3.0点 ・行動計画策定済(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が100人以下)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ) = 0.5点	
	3	次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定)を受けていること。 ・くるみん認定①(平成29年3月31日までの基準)(次世代法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定に基づく認定) = 1.0点 ・トライくるみん認定②(平成29年4月1日~令和4年3月31日までの基準)(次世代法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号)による改正前の認定基準又は同附則第2条第2項の規定に基づく認定(ただし、①の認定を除く。)) = 1.5点 ・くるみん認定③(令和4年4月1日以降の基準)(次世代法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号)による改正後の認定基準により認定) = 1.5点・プラチナくるみん認定 = 3.0点 青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定を受けていること。・ユースエール認定 = 2.0点	0~3点
		・ユースエール認定 = 2.0点 合 計	40 L
Р П			43点

仕 様 書

1. 目 的

進学希望者やその保護者,進路指導関係者等に対して,帯広畜産大学(以下「本学」という)の基本理念・教育研究活動の内容や特色,施設整備状況,様々な在学生の活動等,本学の魅力や特徴,強みを広く紹介し,志願者の獲得や知名度及びブランドイメージの向上を図るために制作するものである。

2. 業務内容

- (1) 大学パンフレットの企画・立案・制作・印刷製本に係る業務一式を実施すること。
- (2) 請負者からの企画提案時の内容を基本とするが、本学担当者との協議を踏まえながら 内容を最終決定すること。
- (3)以下は最低限の内容を示すものであり、事業規模の範囲内で提案することは妨げない。 なお、提案内容は評価の対象とする。
- ①北海道十勝で学ぶことの魅力を伝えるとともに日本さらには世界の農畜産業を担う人材 の育成を目指していることを紹介すること。
- ②本学の概要や教育体系(学部のユニット、大学院博士前期課程のコース、大学院博士後期課程及び別科)を説明し、これらの開設科目等の紹介をすること。
- ③学部進学希望者がもつ獣医学及び農畜産業に関する興味や課題意識について,教育ユニットで,専門的に学んでいくことができることを示すこと。
 - ④進学希望者の向学心・主体性を喚起し、課外教育(地域連携・社会貢献事業等)や課外活動等も含めて、充実した学生生活に繋がることを端的に示すこと。⑤北海道外出身の進学希望者が多いため、十勝・帯広市で生活することに対する漠然とした不安を払拭できるよう在学生の学生生活例や修学支援等について紹介すること。
- ⑥入学試験に関する具体的な情報を掲載すること。
- ⑦卒業生や就職に関する情報を紹介し、卒業後の姿をイメージできる構成にすること。

3. 成果物

- (1) 大学パンフレット(印刷物)
- ①仕上がり寸法 A4判/左綴じ右開き/72ページ(本文68ページ)程度
- ②紙質 表 紙 マットコート紙 菊判 93.5 kg

本 文 マットコート紙 菊判 48.5 kg

- ③印刷 フルカラー
- ④数量 8,000部
- (2) Web 掲載用大学パンフレット (CD-R又はDVD-R)
- ①保存形式 PDF形式でCD-R又はDVD-Rに格納
- ②数量 2枚
- 4. 納入場所 带広畜産大学入試課

5. 納入期限 令和5年6月30日(金)

6. その他

- (1) 取材撮影等にあたっては、本学担当者の指示に従い、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための適切な方策を整えた上で実施すること。
- (2) 校正,納入に際しては、本学担当者と打ち合わせの上、指示に従い行うこと。 なお、校正に関しては、本学担当者から対面による打ち合わせを求めることがある。
- (3) 成果物に落丁、乱丁等の「瑕疵」があることが判明した場合は、請負者の責任において、速やかに取替えるものとする。
- (4) 請負者は本学に対し、成果物に関するすべての著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)を譲渡するものとし、成果物に使用するイラスト、写真、キャッチコピー等の著作権その他知的財産権及び肖像権等については、第三者が権利を有するものを使用する場合には、請負者の負担において必要な手続きを行うものとする。
- (5) 企画費,資料作成費,撮影代,印刷代,旅費,交通費その他本業務実施にかかる諸経費はすべて本契約に含めること。

請 負 契 約 書(案)

請負の表示

大学パンフレットの企画・制作等業務 一式

発注者 国立大学法人北海道国立大学機構(以下「甲」という。)と請負者 (以下「乙」という。)との間において、上記の請負業務(以下「業務」という。)について、以下の条項によって請負契約を結ぶものとする。

- 第1条 請負代金額は、金
- 円(うち消費税額及び地方消費税額

円)とする。

- 2 前項の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及 び第72条の83の規定に基づき、請負代金に110分の10を乗じて得た額である。
- 第2条 乙は甲に対し、別紙仕様書に基づき、業務を行うものとする。
- 第3条 本契約に基づき制作し納品した成果物(以下「成果物」という。)は帯広畜産大学入試課 に納入するものとする。
- 第4条 業務の完了期限は、令和5年6月30日とする。
- 第5条 乙は業務完了後、完了報告書を帯広畜産大学管理課に提出するものとする。
- 第6条 請負代金は、完了検査後1回に支払うものとする。
- 第7条 請負代金の請求書は、帯広畜産大学管理課に送付するものとする。
- 第8条 契約保証金は免除する。
- 第9条 代金は、適正な請求書を受理した日の属する月の翌月末までに支払うものとする。
- 第10条 乙は甲に対し、成果物に関するすべての著作権(著作権法第27条及び第28条の権利 を含む)を譲渡するものとする。
- 第11条 成果物に使用するイラスト,写真等の著作権その他知的財産権及び肖像権等について, 第三者が権利を有するものを使用する場合には,乙の負担において必要な手続きを行うものと する。
- 第12条 成果物の公開に伴い,第三者から権利侵害の訴えその他紛争が生じたときは,乙の負担においてこれを解決するものとし,甲に損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。
- 第13条 この契約についての必要な細目は、北海道国立大学機構製造請負契約基準によるものとする。
- 第14条 この契約について甲・乙間に紛争が生じた場合,双方協議の上,これを解決するものとする。
- 第15条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲・乙間において協議して定めるものとする。
- 第16条 本契約に関する紛争については、釧路地方裁判所帯広支部を第一審の専属的合意管轄裁 判所とする。

上記契約の成立を証するため、甲・乙は次に記名し、印を押すものとする。 この契約書は 2 通作成し、双方で各 1 通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 帯広市稲田町西 2 線 1 1 番地 国立大学法人北海道国立大学機構 理事長 長谷山 彰

 \angle